

入札説明書

「東京大学（中野）教育学部附属中等教育学校（Ⅲ期）等改修その他工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年9月4日

2 契約担当者等

国立大学法人東京大学

総長 藤井 輝夫

代理人 施設部長 西村 文彦

3 担当部局

国立大学法人東京大学 施設部 施設企画課 予算・契約チーム

メールアドレス koujinyusatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話番号 03-5841-2209・0666

住所 〒113-8654 東京都文京区本郷七丁目3番1号

【特 記】

・問い合わせは可能な限りメールにて行うこと。

・電話連絡の受付は、11時00分から12時00分及び13時00分から16時00分（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の時間に限定する。

・対人による窓口対応は一切行わないので特に注意のこと。

4 工事概要

(1) 工 事 名 東京大学（中野）教育学部附属中等教育学校（Ⅲ期）等改修その他工事

(2) 工事場所 東京都中野区南台1-15-1（東京大学構内）

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 令和10年3月31日まで。（B棟-1は指定部分の工期 令和9年5月31日、屋内運動場は指定部分の工期 令和9年3月31日、A棟は指定部分の工期 令和9年12月24日）

(5) 使用する主要な資機材

A L C板 約2,010㎡、複層ガラス 約820㎡、アスファルト合材 約240t

5 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

また本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年 法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

6 本工事は入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ (<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>) の電子入札システムにより、文部科学

省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。やむを得ない理由があると認められる場合には、紙入札による申請を受け付ける。その場合は施設企画課予算・契約チーム宛に承諾願の様式を請求し、提出すること。入札方法については担当者の指示に従うこと。

7 競争参加資格

- (1) 東京大学契約事務取扱規程（平成16年 東大規則第176号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、文部科学省における建築一式工事の一般競争参加資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が、900点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、令和6年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
- (5) 平成23年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物（戸建住宅を除く）に係る建築一式工事で、下記いずれかの内容の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 1. 新営工事で、延床面積2,000㎡以上の工事
 2. 内装改修工事で、施工面積が延床2,000㎡以上の工事なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。
- (6) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。（専任の有無については、建設業法の定めによること。）
 - ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・ 一級建築士
 - ・ これと同等以上と国土交通大臣が認定した資格を有する者
 - ② 平成23年度以降に、上記（5）に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (8) 上記4（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

8 設計業務等の受託者等

(1) 上記7(8)の「上記4(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社久慈設計

(2) 上記7(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

①資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(イ)子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

9 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

①入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち、(2)④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②入札執行回数は1回とするが、第1回目の入札において、予定価格に達した価格の入札がない（落札しない）ときは再度の入札を行うものとする。なお、入札にあたっては内訳書の内容を調査して行うものとする。

③①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

①「標準点」を100点、「加算点」は最高30点とする。

②「標準点」は本工事において、「4 競争参加資格」を満たす者に100点を与える。

③「加算点」の算出方法は、(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

④価格及び価格以外の要素による総合評価は入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑤下記(3)において「不適切／欠格」の評価を受けた入札参加希望者については入札の参加は認められない。

(3) 評価項目及び評価基準

下記の評価項目については、下記の評価基準により評価を行い、評価点数を算出する。

	項目	細目	評価基準	評価点数	
				配点	満点
① 企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 能 力	同 種 工 事 の 施 工 実 績	国等、特殊法人等（※１）及び地方公共 団体が発注する同種工事の実績あり。	6 点	6 点
			その他の発注者による同種工事の実績 あり。	0 点	
			実績なし。[欠格]	欠格	
		工 事 成 績	当該工事種別の令和 6 年度（過去 2 年度）以降に 完成した工事成績の平均 ・工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公 共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事 成績		6 点
			8 3 点以上	6 点	
			8 1 点以上 8 3 点未満	5 点	
			7 9 点以上 8 1 点未満	4 点	
			7 7 点以上 7 9 点未満	3 点	
			7 5 点以上 7 7 点未満	2 点	
			7 3 点以上 7 5 点未満	1 点	
			7 3 点未満(含実績なし)	0 点	
			各年度（過去 2 年度）の平均点が 2 年連 続で 6 5 点未満	欠格	
			文部科学省、所管独立行政法人及び国 立大学法人等に対し、令和 6 年度（過去 2 年度）以降に完成・引渡しを行った工 事目的物で、引渡し後に、工事の品質に 関わる重大な問題が発生した事例があ る。		
	配置 予 定 技 術 者 の 能 力	同 種 工 事 の 施 工 経 験	国等、特殊法人等（※１）及び地方公共 団体が発注する同種工事において主任 （監理）技術者又は現場代理人として の経験あり。	6 点	6 点
			その他の発注者による同種工事におい て、主任（監理）技術者又は現場代理人 としての経験あり。	3 点	
			主任（監理）技術者又は現場代理人以外 での同種工事経験あり。	1 点	
			経験無し。[欠格]	欠格	
			同種工事の施工経験として挙げた工事 について主任（監理）技術者又は現場代		

		工事成績 ※2	理人として従事した場合の工事成績 （但し、令和4年度（過去4年度）以降 に完成した工事に限る） ・工事成績相互利用登録発注機関が発 注した「公共建築工事成績評定要領作 成指針」に基づく工事成績		6 点
			8 3 点以上	5 点	
			8 1 点以上 8 3 点未満	4 点	
			7 9 点以上 8 1 点未満	3 点	
			7 6 点以上 7 9 点未満	2 点	
			7 3 点以上 7 6 点未満	1 点	
			7 3 点未満（含実績無し）	0 点	
			6 5 点未満	欠格	
			「2．施工状況等」における「Ⅲ．安全 対策」及び「Ⅳ．対外関係」の評価点の 合計が、両項目の最大点数の合計の 8 5 %以上である場合	1 点	
②企業の信頼性 ・社会性	地域精通度	緊急時の施 工体制	当該工事施工地域（東京都内）に技術 者・資機材等の拠点あり。	4 点	4 点
			当該工事施工地域（東京都内）に技術 者・資機材等の拠点なし。	0 点	
	ワーク・ライ フ・バランス 等の推進	ワーク・ライ フ・バランス 等の取組に 関する認定状況	・あり（※3）	2 点	2 点
			・なし	0 点	
	合 計				

※1 特殊法人等改革基本法別表に掲げる法人を言う。

※2 参加者が外国企業である場合は、別途個別協議のうえ工事成績に係る評価得点を判定する。
上記3に問い合わせること。

※3 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

①プラチナえるぼし認定又はプラチナくるみん認定

②ユースエール認定又はえるぼし認定（認定段階3）

③えるぼし認定（認定段階2）、トライくるみん認定(R4.4.1～R7.3.31 基準)、トライくるみ
ん認定(R7.4.1 以降基準)、くるみん認定(H29.4.1～R4.3.31 基準)、くるみん認定(R4.4.1～
R7.3.31 基準)又はくるみん認定(R7.4.1 以降基準)

④えるぼし認定（認定段階1）又はくるみん認定(H29.3.31 までの基準による認定)

⑤女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定済み又は次世代法第13条に基づ

く一般事業主行動計画策定済み(R7.4.1 以降基準) (常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

10 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記7(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記7(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記7(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記7(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

■提出期間： 令和8年9月4日(金)から令和8年9月28日(月)17時00分まで。

■提出方法：

全て電子データでの提出とし、下記①から③の順にすべて提出期間内に行うこと。(郵送及び持参は受け付けないので特に留意すること。)

①電子入札システムにて様式1を添付の上、電子申請を行う。

②本学指定のURL(下記「提出先」)に、申請書(様式1を含む)及び資料を格納したフォルダをアップロードする。フォルダ内のファイル形式は全てPDFとすること。

提出先：<https://univtokyo.sharepoint.com/:f/t/Teams.faci.adm-2/IgAL8hd8jdMGQL7y6BNOZmk3AZVntac-1-i9TS9lm-LId34>

③上記3記載のメールアドレス宛にアップロードの旨を連絡する。

別紙「配布書類一覧・競争参加申請の行い方」もあわせて参照すること。

- (2) 申請書は、別紙様式により作成すること。(様式1においては代表者印省略可)

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済んでいるものに限り記載すること。

また、①及び②の同種工事の施工実績(経験)として記載した工事に係る契約書、特記仕様書及び図面の写しを提出すること。特に、図面については全施工箇所を含み、工事内容全体の詳細が分かるものを提出することとし、平面図等(必要に応じマーキング等)の他、上記7(5)の判断基準を満たしていることが確認できる資料の写しを必ず提出すること。

- ① 同種工事の施工実績(別紙様式2)

上記7(5)に掲げる同種工事の施工実績を別紙様式2に記載すること。記載する実績の件数は1件とする。

- ② 配置予定の技術者(別紙様式3)、同種工事の施工経験、工事成績

上記7(6)①に掲げる資格があり、かつ上記7(6)②に掲げる同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式3に記載し、証明書等の写しを添付すること(当該配置予定技術者が、当該同種工事に従事した事を証明できる書類を含むこと)。記載する同種工事の経験の件数は1件とする。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも

競争参加資格の要件を満たすと共に、上記9（3）表中の「配置予定技術者の能力」に係る評価については、最も低い技術者の点数をもって評価するものとする（工事成績を含む）。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、工事成績は、配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事のうち、令和4年度以降に完成した工事（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもの）に対して評価する。記載した工事成績評定通知書の写しを併せて提出すること。

なお、完成年度が令和4年度以降ではない場合又は工事成績相互利用登録発注機関による工事でない場合は、「無」を選択すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

- ・上記9（3）表中「工事成績」において、点数が65点未満である場合。

③ 工事成績（別紙様式4）

1. 工事成績の平均点

建築一式工事における令和6年度（過去2年度）以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、当該期間に通知を受けた全ての工事の通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は国立大学法人東京大学から取引停止措置又は、文部科学省から指名停止措置を行うことがある。

- ・工事成績相互利用登録発注機関における工事成績（「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績）において、2年連続で各年度（過去2年度）の平均点が65点未満である場合

なお、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室のHP

[\(https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/\)](https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/) において登録されている工事成績評定結果については必ず記載すること。また、当該HPに登録されていない工事成績評定通知がある場合も必ず記載すること。

2. 工事の品質に関わる重大な問題の有無

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例の有無について、判断できない事例がある場合、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。そのような事例がない場合は、「無し」と記入すること。

④ 緊急時の施工体制（別紙様式5）

東京都内に技術者・資機材等の拠点（本店、支店又は営業所）がある場合は、記載すること。

⑤ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別紙様式6）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について記載し、認定されている場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

（4）見積に必要な図面・仕様書は、下記のとおり交付する。

交付期間：令和8年9月28日（月）から令和8年10月28日（水）まで

交付方法：上記（１）により申請書を提出し、本学が受領した者に対し、東京大学施設部ホームページにて交付する。

(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html)

- （５）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年10月8日（木）までに通知する。
- （６）「不適切（欠格）」の評価を受けた入札参加希望者については、入札への参加を認めない。
- （７）その他
 - ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 契約担当者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書等は返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書等に関する問い合わせ先 上記３に同じ。

11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （１）競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限： 令和8年10月9日（金）から令和8年10月20日（火）まで。
 - ② 提出先： 上記３に同じ。
 - ③ 提出方法： 書面は必ず郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。
- （２）契約担当者は、説明を求められたときは、令和8年10月27日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 工事に関する質問

- （１）本工事に関する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期限： 令和8年10月28日（水）17時00分（必着）まで。
 - ② 提出先： 上記３に同じ。
 - ③ 提出方法： 上記３記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイル（様式自由、**Excelファイル**※）で送信すること。
※拡張子「xlsx」形式に限る。拡張子「xls」形式のものについては受信されない
ので注意のこと。
※参考様式：<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400161819.xlsx>
- （２）（１）の質問に対する回答書は東京大学施設部ホームページに掲載する。
(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html)
期 間： 令和8年11月2日（月）から令和8年11月4日（水）まで。
- （３）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
この数量書に対する質問においては、次により提出するものとする。
なお、工事に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- ① 提出期限：令和8年10月28日（水）17時00分（必着）まで。
- ② 提出先：上記3に同じ。
- ③ 提出方法：上記3記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイル（様式自由、**Excelファイル**※）で送信すること。
 ※拡張子「xlsx」形式に限る。拡張子「xls」形式のものについては受信されない
 ので注意のこと。
 ※参考様式：<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400161819.xlsx>
- ④ 回答書：数量書に対する回答書の閲覧方法および閲覧期間は上記（2）に同じ。
- （4）なお、申請書又は資料提出に関する質問の回答は必要性に応じて適宜対応する。

13 入札の日時及び場所等

- （1）入札日時：令和8年11月5日（木）11時00分から15時00分まで
- （2）入札場所：〒113-8654 東京都文京区本郷七丁目3番1号
 国立大学法人東京大学施設部（電子入札システム）
- （3）入札方法：入札書は電子入札システムにより提出すること。
- （4）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （5）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14 工事費内訳書の提出

- （1）第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- （2）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。内訳においては、別紙「入札内訳書の記載例」を参考に、直接工事費については材料費と労務費を内訳記載し、このほか本工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費、建退協制度の掛金、安全衛生経費など）を明示すること。
- （3）提出された工事費内訳書については、契約担当者（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別紙「一般競争入札・公募型指名競争入札における工事費内訳書の提出」中の別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第28第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- （4）提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- （5）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

納付。ただし、銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、競争加入者の見積もる金額（税込）の100分の5以上とする。なお、期限ま

でに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込）に満たない者若しくは契約保証の予約に係る保証金額が入札金額（税込）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- ① 提出期間：令和8年10月8日（木）から令和8年11月5日（木）まで。
- ② 提出場所：上記3に同じ。
- ③ 提出方法：書類の提出は、上記3のメールアドレスへ電子メールの添付ファイル（PDF）で送信するものとする。あわせて、原本は必ず郵送（提出期間内の消印があり、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）するものとする。
- ④ 保証期間：令和8年11月20日（金）まで。
- ⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認められる場合 （未納付であると同視できる場合を含む）	（1）入札保証金の全部又は一部が提出されていない場合 （2）他の工事の入札保証金である場合 （3）入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	（1）入札保証金の記載が全くない場合 （2）押印が欠けている場合 （3）様式を満たしていない場合 （4）白紙である場合
3. 書類記載すべき事項に誤りがある場合	（1）発注者名に誤りがある場合 （2）入札案件名に誤りがある場合 （3）納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

- ⑥ その他 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争加入者の負担とする。

（2）契約保証金

納付。（銀行、契約担当者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年 法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の30以上とする。

16 開札

- （1）開札日時：令和8年11月6日（金） 14時00分
- （2）開札場所：〒113-8654 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学施設部（電子入札システム）

- (3) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。電子入札システムによる参加者の立ち会いは不要だが、第1回目の入札が不調となった場合、再入札に移行するので、開札時間から開札終了まで、電子入札システムにログインしていること。

17 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記7に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

- (1) 最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算を前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

特別重点調査の詳細については、別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

- (2) 上記(1)に示した特別重点調査を受けた者との契約については、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約基準第35第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。

19 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制等の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当該理由についての発注者による厳正な審査を経た上で、上記7(6)及び9(3)表中に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 手続における交渉の有無 無

21 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

22 支払条件

請負代金は、請求に基づき5回以内に支払うものとする。

23 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険を締結すること。

24 再苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達室苦情処理対策室、電話03-5253-2111（大代表））に対して苦情を申し立てることができる。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

26 その他

- （1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （3）申請書又は資料の虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （4）落札者は、上記10（3）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に必ず配置すること。
- （5）入札説明書を入手したものは、これを本手続以外の目的で使用してはならない。